

平成17年1月18日

各 位

会社名	ユニパルス株式会社
代表者名	取締役社長 後藤 克誓
(コード番号	6842 東証第二部)
問合せ先	経営統括本部長 和田 倫幸
TEL	03 - 5148 - 3000

### 新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成17年1月18日開催の取締役会議において、当社第36期定時株主総会で承認されました商法第280ノ20及び同280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションの実施などを目的として、株主以外のものに対し特に有利な条件をもって発行する新株予約権の具体的な発行内容について下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 銘柄

第2回ユニパルス株式会社新株予約権証券（平成17年1月18日発行）

#### 2. 発行数

5,330個（新株予約権1個につき当社普通株式100株）

#### 3. 発行価格

無償

#### 4. 発行価額の総額

309,673,000円

## 5．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 533,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、株式数の調整を行う。

## 6．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

1 株につき 581 円

なお、当社が株式分割（配当可能利益または準備金の資本組入れによる場合も含むものとし、以下同様とする。）または株式併合を行う場合には、次の算式により、1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の普通株式の時価}}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、甲の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「分割・新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替える。

また、当社が株式分割株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全子会社となる場合、資本減少を行う場合、当社が新設分割もしくは吸収分割が行う場合及びその他これらに準じた場合に、当社は必要に応じて合理的な方法に基づき、払込金額を調整することができる。

#### 7．新株予約権の行使期間

平成 17 年 2 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日とする。

#### 8．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた当社の取締役及び従業員は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかでもなくなった場合、権利行使ができない。ただし、任期満了による退任、定年退職及び取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権の相続はできない。

新株予約権の質入は認めない。

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

その他、権利行使の条件は第 36 期定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 9．新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

1 株につき 291 円

ただし、6．に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

#### 10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

#### 11. 新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 5名 260,000株

当社従業員 97名 273,000株

#### 12. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として定義府令第3条の3第2項各号に規定する会社の取締役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

#### 13. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、残存会社又は当社の完全親会社が株新株予約権に係る義務を継承するときを除き、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権の割当てを受けた者が権力行使をする前に、前記8.の に規定する事由により新株予約権を行使できなかった場合、及び新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権について無償で消却することができる。

上記のほか、当社はいつでも新株予約権を取得し、これを無償で消却できる。

#### ご参考

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成16年11月12日

(2) 定時株主総会の決議日 平成16年12月11日